

みやざき木づかい実践事業「県民の木育活動への支援」の運用について

平成 26 年 6 月 6 日
公益社団法人 宮崎県森林林業協会
(宮崎県木材需要拡大推進会議)

(運用の目的)

- 1 みやざき木づかい実践事業のうち「県民の木育活動への支援」について、みやざき木づかい実践事業実施要領（平成26年4月1日宮崎県山村・木材振興課定め）及びみやざき木づかい実践事業補助金交付要綱（平成26年6月6日公益社団法人宮崎県森林林業協会(宮崎県木材需要拡大推進会議)定め）に定めのない事項については、この運用に基づき事業を実施するものとする。

(用語の定義)

- 2 この運用における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1)「木育活動」とは、木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動をいう。
 - (2)「県産材」とは、県内の製材工場で製材・加工した製品をいう。
 - (3)「木育活動を行う団体」とは、木育活動に取り組む概ね5名以上の県民で構成された団体をいう。

(事業内容等)

- 3 この事業の内容等は、次のとおりとする。
 - (1) 事業内容
協会は、県民を対象に木育活動を行う団体に対し、予算の範囲内において補助を行う。
 - (2) 補助対象経費
補助対象となる経費は、10名以上を対象に行う木育活動に要する次の経費を対象に補助を行うものとする。
 - ① 木育活動に必要な県産材(県内の製材工場で製材・加工した製品)の購入に要する経費。
 - ② 木育活動に必要な資料及び器材の準備に要する経費。但し、上記(1)の金額を上回らないこと。
 - (3) 補助率
この事業の補助率は、2分の1以内とする。

(4) 補助の条件

- ア 補助金交付申請時に木育活動計画書(別記様式1号)及び団体の定款又は規約を公益社団法人宮崎県森林林業協会(宮崎県木材需要拡大推進会議)(以下「協会」という。)へ提出すること。
- イ 木育活動の実施にあたり、30分間以上の座学による木育教室(木育パネル等を用いた木材利用に関する学習会)を実施すること。
- ウ 補助金の交付決定のあった年度の2月28日までに事業を実施すること。

(事業の実施等)

4 この事業の実施等については、次のとおりとする。

(1) 事業実施の案内

協会は、この事業を募集するにあたり、文書及びホームページ等で広く関係者へ案内を行うものとする。

(2) 補助金交付の決定

協会は、補助金の交付を希望する団体から提出された木育活動計画書を審査し、補助金交付を決定するものとする。なお、補助金交付の要望が予算を上回る場合は、交付先及び補助金額について県と協議して決定する。

(3) 補助金の支払

協会は、書面による木育活動の実施が確認された後、団体からの請求により補助金を支払うものとする。

(4) 事業の広報

協会は、事業実施の実績を図書及びホームページ等に掲載し、広く県民へ周知するものとする。

附 則

- 1 この運用は、平成26年6月6日から施行する。